

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|-------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（燃料不足） |
| 発生日時 | 令和2年10月31日 10時30分ごろ |
| 発生場所 | 愛知県西尾市矢作川河口南方沖 衣浦港東防波堤西灯台から真方位125° 1.6海里付近 （概位 北緯34° 48.2′ 東経136° 58.2′） |
| インシデントの概要 | プレジャーボート ^{しよだいおおみず} 初代大水丸は、航行中、燃料を消費して船外機の運転ができなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和2年11月13日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済 |
| 事実情報 | |
| 船種船名、総トン数 | プレジャーボート 初代大水丸、0.6トン |
| 船舶番号、船舶所有者等 | 240-17442愛知、個人所有 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、二級小型 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：平穏 |
| インシデントの経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、定係地へ向け、約14ノットの対地速力で回航中、船外機が停止した。 船長は、118番通報し、また、本船は、来援した海上保安庁の救助艇から燃料を補給されて自力航行した。 船長は、小型船舶の免許を取得後に初めて航海する際、出港時に燃料タンクの蓋を開けて燃料を確認し、光具合から燃料がほぼ満杯（約25ℓ）であり、定係地まで到着できると思い、準備していた予備タンクを搭載せずに出航した。 |
| 分析 | 本船は、船長が、小型船舶の免許を取得後に初めて航海する際、燃料タンクに燃料がほぼ満杯であり、定係地まで到着できると思い、航続距離を知らずに出航したことから、航海途中で搭載していた燃料を消費して船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。 |
| 原因 | 本インシデントは、船長が、小型船舶の免許を取得後に初めて航海する際、燃料タンクに燃料がほぼ満杯であり、本船が定係地まで到着できると思い、航続距離を知らずに出航したため、航海途中で搭載していた燃料を消費して船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 |

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、出航前、搭載燃料に対する航続距離を正確に把握しておくこと。・ 船長は、航程、海象等を考慮して十分に余裕を持った燃料を搭載しておくこと。 |
|--|--|